

令和4年度(2022年度)介護支援専門員等資質向上研修事業委託業務
企画提案(公募型プロポーザル)説明書

1 業務名

令和4年度(2022年度)介護支援専門員等資質向上研修事業委託業務

2 業務の目的・概要

地域における人材育成の観点から、一定の実務を経験した介護支援専門員(受講者)に対し、主任介護支援専門員(アドバイザー)による実習型研修を実施することにより、相互研鑽を通じて、介護支援専門員の実務能力の向上及び主任介護支援専門員の指導力の向上を図るとともに、将来的にアドバイザーとなりうる主任介護支援専門員の育成を目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

4 業務の内容

別添「委託業務指示書」のとおり

5 予算上限額

10,198千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

本プロポーザルは、令和4年(2022年)北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があります。

その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあります。

6 プロポーザル参加資格

(1)単体の企業(法人又は個人を含む。)又は複数企業による連合体(以下「コンソーシアム」という。)とする。

(2)次の全ての要件を満たしていること。なお、コンソーシアムにあつては、構成員の一部がキの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 北海道の競争入札参加資格指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

または、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（同税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 道内に拠点をもつ法人又は個人であること。

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

7 手続き等

(1) 担当部局

郵便番号 060-8588

住所 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎6階）
北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課
人材育成係（担当：守田）

電話番号 011-204-5272（直通）

F A X 011-232-8308

(2) 参加表明書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和4年(2022年)3月1日(火) 午後5時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで

エ 次の資料を添付すること。（コンソーシアムにあつては全ての構成員）

- ・ 商業登記簿、法人登記簿など会社又は事業所の所在地及び資本金が確認できる資料。
- ・ 道税に関する納税証明書（個人道民税、法人道民税だけでなく、地方消費税等に関する納税状況を証明する書類）※地方消費税の納税証明書は税務署で交付される。
- ・ 暴力団員に該当しない（今後これらの者とならない）旨の誓約書
- ・ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）を証明する書類の写し

○健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

○厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

○雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(3) 企画提案書の作成、提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年(2022年)3月22日(火) 午後5時(必着)

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

※ 持参の場合は平日の午前9時から午後5時まで

エ 内容及び作成上の留意事項

別添「企画提案指示書」のとおり

8 企画提案審査の方法

(1) 参加表明を行い、参加資格があると認められた事業者から提出された企画提案書の内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補とする。

(2) プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容について、別途通知する日時及び場所においてヒアリングを実施する。

提案者は3名までの参加とする。なお、企画提案者が5者を超えた場合は、提出があった企画提案書をもとに事前審査を行う場合がある。

9 企画提案の評価の基準

(1) 事業者の業務遂行能力【30点】

ア 介護支援専門員に関連する諸制度及び初任介護支援専門員OJT事業について、十分な知識、専門性を有しているか。(10点)

イ 介護支援専門員の人材育成に係る研修実績及びノウハウを有しているか。(10点)

ウ 研修講師の調整、資料の作成、受講者名簿の適切な管理等研修実施体制が整っているか。(10点)

(2) 企画提案の内容【70点】

ア 介護支援専門員の職務に精通した専門的な視点から事業が企画されているか。(20点)

イ 研修及び実習等において、事業目的達成のために適切な講師が確保されているか。(20点)

ウ 個別同行実習の状況に即し、アドバイザーや初任介護支援専門員に対する確かな助言が可能な体制であるか。(20点)

エ 研修成果について受講者同士・実施地域内等で効果的な情報共有が図られるよう配慮されているか。(10点)

10 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補とする手続き(公募型プロポーザル方式)による。

(3) 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第2号及び財務規則運用方針第3節1-(2)

11 見積書の提出

プロポーザル審査会で選定された企画提案者には、改めて当該業務の見積書の提出を依頼する。

12 その他留意事項

(1) 委託費の概算払は受託者の申請により行う。

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件並びに委託条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

カ 企画提案書のヒアリングに参加しなかったもの。

(3) 選定・非選定の通知

企画提案者に対しては、選定・非選定の結果について通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

イ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。

ウ 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の提出及び差し替え並びに追加資料の配付は認めない。

エ 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

オ 企画提案の作成のため北海道から受領した資料は、北海道の了解なく公表・使用することを認めない。

カ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として北海道と受託者が協議して決定する。

以 上